

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月24日
【届出者の氏名又は名称】	兼松エレクトロニクス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【電話番号】	03(5250)6801(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 岡崎 恭弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 兼松エレクトロニクス株式会社 東京本社 (東京都中央区京橋2丁目17番5号) 兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社 (大阪市中央区淡路町3丁目1番9号) 兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目9番3号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、兼松エレクトロニクス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本オフィス・システム株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしてします。
- (注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本オフィス・システム株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を540,900株（対象者が平成24年8月10日に提出した第31期第2四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（2,091,000株）から、同四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在、対象者が保有する自己株式数（267株）を除く株式数（2,090,733株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして25.87%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））保有しており、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成24年10月23日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本書に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けにより、保有割合51.00%に相当する対象者株式（1,066,300株）を保有することを企図していることから、買付予定数の上限を525,400株（保有割合にして25.13%）として設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（525,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（525,400株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

当社は、本公開買付けにあたり、対象者株式291,000株（保有割合にして13.92%）を保有する対象者の第三位株主である、日本アイ・ピー・エム株式会社（以下「日本アイ・ピー・エム」又は「応募合意株主」といいます。）との間で、平成24年10月23日付で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、日本アイ・ピー・エムがその保有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募することを合意しております。また、当社は、対象者株式220,000株（保有割合にして10.52%）を保有する第四位株主である、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ」といいます。）に対し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがその保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するよう要請しておりますが、本書提出日現在、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズにおいて応募に向けて検討中とのことであり、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズとの間でかかる応募を行う旨の合意には至っておりません。

一方、対象者によって公表された平成24年10月23日付「兼松エレクトロニクス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社から本公開買付けの提案を受け、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほインベスターズ証券株式会社（以下「みずほインベスターズ証券」といいます。）並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から助言を受けながら、かかる本公開買付けの提案に対する対象者としての取り組み方や、両社に生じるシナジー効果もたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討してきたとのことです。その結果、対象者と当社は、同業種でありながら、異なる顧客・市場を対象に事業展開していることから、当社と連携し総合力を強化することにより、対象者の中期的目標であるシステムのライフサイクル全般にわたる総合的な維持・運用を提供するシステムマネージメント・サービスなどストックビジネスの拡大やシステムインテグレーション・サービスなど事業の深堀・拡大を図ることができるとの認識で一致するに至ったとのことです。

そこで、対象者取締役会は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで強固な資本関係を構築し、今後は両社の得意分野の相互補完など更なる協業体制を推進しシナジーを実現することにより、両社にとって事業基盤の強化、ビジネス領域の拡大及び安定的な収益基盤の確保が可能となり、対象者の今後の利益拡大を実現することで、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、下記「(5)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほインベスターズ証券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)は妥当と考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の意見については、平成24年10月23日開催の取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名(いずれも社外監査役)のうち、上総英男氏を除く2名が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、上総英男氏は、当社の親会社である兼松株式会社の取締役を兼務しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、兼松株式会社のIT分野を担う連結子会社として、情報システムに関する設計・構築、運用サービス及びシステムコンサルティング並びにITシステム製品及びソフトウェアの販売、賃貸、保守サービスを行っております。

従来、当社は、サーバ(注1)、ストレージ(注2)、ドキュメント、ネットワーク等を中心とした情報システムのインフラ基盤構築を主たるビジネス領域とし、主に大手企業を顧客層として事業を行ってまいりましたが、近年、インフラ部分だけでなく、アプリケーションや企業の情報システムの日常の運用を当社が請け負う運用サービスまでを含めたトータルなサービスの提供及び企業のグローバル化にともなう、情報システムのグローバル対応の需要が高まってきております。

こうした中、当社は平成23年3月期を初年度とする中期経営計画を策定し、重点施策として「サービス・ビジネスの強化」「独自性のあるビジネスの創出」「グローバル市場への参入」を掲げております。

「サービス・ビジネスの強化」については、保守部門の強化により、保守サービスの迅速かつ柔軟な障害対応と品質の向上を図るとともに、運用サービスの拡充を推進してまいりました。近年、企業の情報システム部門ではグローバル化や益々複雑化するシステムによる運用負荷の増大やマンパワー不足などが問題となってきており、運用サービスをアウトソースする傾向が増えてきております。当社としては、安全・安心な運用をご提供することで、既存顧客の深堀や新規顧客の獲得を進め、ビジネスの拡充を図っていききたいと考えております。

「独自性のあるビジネスの創出」については、業種・業界に特化したソリューションビジネスの取り組みに注力しており、製造業・流通業向けの受発注等の電子データ交換システムであるEDIシステム、文教向け授業支援システムであるラーニングマネジメントシステムといったアプリケーションを提供し、従来のインフラを中心としたバックオフィスソリューションに加え、企業の事業に直結するアプリケーションを中心としたフロントオフィスソリューションの強化を図ってまいりました。

「グローバル市場への参入」については、中国四川省成都市に現地法人を設立し、中国進出を目指す日系企業に対し、半導体設計、自動車設計など、あらゆる工業製品の設計受託開発を請け負うオフショアサービスを提供しております。加えて、中国沿岸部に営業拠点を新設し、中国のIT環境を考慮した最適なソリューションを提供するなど、着実な成果を創出しております。

このような施策を元に、当社は、企業の様々な需要に対し、情報システムに関する設計・構築から運用サービス、そしてグローバル市場での対応を含めたワンストップでのサービスを提供し、「信頼と価値を創造する企業集団」への成長に向けた取り組みを推進しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、企業のITライフサイクル全般にわたるサービス、すなわち、エンタープライズアプリケーション・サービス（注3）、システムエンジニアリング・サービス（注4）、システムマネジメント・サービス（注5）、カスタマーエンジニアリング・サービス（注6）といった情報サービス事業及びクラウド・サービス（注7）と、システム構築サービスに係るソフトウェア、コンピュータ及び関連機器を販売するシステム販売を主たるビジネス領域とし、主に中堅・中小企業を顧客層として事業を行っているとのことです。これらの事業を、特定の顧客のニーズに合わせてアウトソーシングサービスを提供する社内カンパニーと、技術分野ごとにサービスを提供する社内カンパニーを中心とした体制で行っているとのことであり、営業部門が各カンパニーと密接な連絡のもとに技術を横断的に活用し、全社で企業の抱える課題の解決を提案しているとのことです。

対象者を取り巻く環境としては、クラウド・コンピューティングに代表される技術革新等により、企業の情報投資に対する意識が「所有」から「利用」へと変わってきており、これまで以上に投資対象がハードウェアからソフトウェアやサービスへと移行してきているとのことです。

こうした中、対象者は平成22年12月期より中期経営計画を策定し、システムのライフサイクル全般にわたる総合的な維持・運用を提供するシステムマネジメント・サービスや、顧客のニーズに対応したITアウトソーシングサービス、自社ブランドの会計・販売・人事ERP（注8）のアプリケーション構築・運用、並びにクラウド化を初めとする新技術に対応したサービス・ビジネスの強化を進めており、ストックビジネスの安定的な確保を目指しているとのことです。

以上のように、当社と対象者は、同業種でありながら、異なる顧客・市場に対し、両社の強みを活かしたサービスをそれぞれの会社において展開してまいりました。このような状況の中、当社は、近年の多様化するビジネス形態や企業の需要の変化を踏まえ、ITアウトソーシングビジネスやビジネスアプリケーションサービスに強みを持つ対象者との協業による事業規模拡大を目的として、平成22年2月23日に、当社の親会社である兼松株式会社から、本書提出日現在当社が保有している対象者株式540,900株を取得し、対象者との間で、PC・プリンター販売での協業、両社の保守エリアの統合などを推進するなど、両社の強みを相互に活かし、企業のIT全般をトータルにサポートするビジネスに注力してまいりました。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者を取り巻く経営環境は、平成23年3月の東日本大震災の影響により停滞していた生産活動が持ち直すなど、緩やかな回復の兆しが見られたものの、欧米や中国の経済の減速懸念に加え、欧州債務危機に伴う世界的な金融不安や円高の長期化の影響により、国内景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、国内IT業界におきましても、景気の不透明感から多くの企業が設備投資に対して慎重な姿勢を継続したことに加え、製造業を中心とした事業のグローバル化に伴う海外拠点へのIT投資のシフトなど、対象者の主要顧客である中堅・中小企業では、国内IT投資の先送り・凍結が継続するなど厳しい状況が続いているとのことです。対象者は事業の内製化の推進による外部委託費の削減や企業運営コストの削減に努め一定の利益は確保してきたとのことですが、対象者を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあるとのことです。

当社は、平成22年2月の対象者株式取得後、対象者との協業を推進してまいりましたが、対象者及び当社の収益力の向上を図るには、より両社の強みを活かした協業体制を早期に確立することが急務であると判断し、1年程前（平成23年11月頃）から対象者を連結子会社化することの検討を開始いたしました。

当社は、益々多様化する企業の需要に対応していくためには、当社の掲げる「サービス・ビジネスの強化」「独自性のあるビジネスの創出」「グローバル市場への参入」を加速させ、総合的な提案力を強化する必要があり、対象者を当社の連結子会社とすることで、対象者の強みであるITアウトソーシングビジネスやビジネスアプリケーションサービスのノウハウを当社グループに吸収し、当社グループとして、企業のバックオフィスからフロントオフィスまでを総合的にサポートするサービス力の強化を図る必要があると考えております。

以上の状況を踏まえ、本公開買付けを行うことで、両社が更に強固な資本関係を構築し、グループ力の強化及びグループ戦略実行の迅速化を図ることにより、幅広い営業体制とサービスメニューの拡充を図ることが可能となります。その結果、両社にとっての事業規模の深堀・拡大及び安定的な収益基盤の確保が実現可能となり、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークスホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、今般、平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することといたしました。

今後、当社と対象者は資本関係を強化し、更に連携を深めることで、次のようなシナジーの実現を目指してまいります。

運用サービスの拡充

昨今、当社及び対象者が注力している運用サービスを足掛かりに既存顧客の深堀や新規顧客の獲得を達成するビジネス形態が増加してまいりました。対象者は、PCのライフサイクルマネジメント（PC-LCM）を数社に対して展開しており、設計から導入作業、日常の運用業務、保守作業、廃棄処理に至るまでトータルでの運用サービスを提供しております。当社子会社においても、PCの導入作業や資産管理等を手掛けておりますが、対象者の持つトータルでの運用サービスのノウハウを当社の大手顧客に展開することにより、当社はインフラの設計・構築・販売から保守、運用サービスまでトータルでのサービス提供が可能となります。一方、対象者は当社の大手顧客へPC-LCMを展開することで、顧客層の拡大とストックビジネスの獲得が図れ、安定的な収益基盤の確保が可能となります。また、当社が対象者の人的リソースを活用することで、当社グループ内でのコスト面での合理化が図れます。

フロントオフィスソリューションの強化

近年、IT製品の複雑化に加え、IT製品がコスト削減の道具から、収益を生み出す道具に変わってきており、ITベンダーには企業の課題解決のみならず、IT全般に関わるサービスによって企業の新規ビジネスを創造し、ビジネス機会を拡大していくプロアクティブな姿勢が求められてきております。当社の強みであるインフラを中心としたバックオフィスに関する技術力に加え、対象者のビジネスアプリケーションサービスのノウハウを当社が活用する事で、当社グループとして企業の事業に直結する課題を解決するサービスメニューの拡充が図れ、企業戦略を支えるフロントオフィスソリューションの強化に繋がるとともに、両社の収益拡大に繋がるものと企図しております。

保守サービスの効率化

保守サービスにおいては、当社子会社及び対象者が全国レベルで保守拠点を設け、機器の保守や運用サービスを展開しております。今後は、両社で重複する拠点や不採算の拠点を統合し、当社グループ内での合理化を図り、収益拡大を図ります。

既存顧客の深堀の推進

インフラビジネスにおいては、対象者は、中堅企業を中心にIBMブランドを主としたサーバ等の販売を行っております。当社は中堅企業向けのビジネスとして、サーバやストレージといったあらゆるメーカーのシステムを販売するとともに、災害対策としてのデータバックアップサービスの提供も行っております。当社の多種多様な製品やバックアップサービスを対象者のユーザーへ提供することにより、対象者は既存顧客の深堀が図れます。

今後は両社の強みを更に伸ばし、補完し合い、互いのビジネスの幹を太くすることで、トータルなITサポートを提供することが可能となり、両社の連携を強化することにより、事業基盤の強化、ビジネス領域の拡大が図れ、収益力も安定化かつ増大するものと判断しております。

- (注1) サーバとは、コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供する装置をいいます。
- (注2) ストレージとは、コンピュータ内でデータやプログラムを記憶する装置をいいます。
- (注3) エンタープライズアプリケーション・サービスとは、情報システムの企画提案から、要件定義、開発・構築、運用に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービスをいいます。
- (注4) システムエンジニアリング・サービスとは、ネットワークインフラ構築及びシステム技術サービス、ハードウェア・ソフトウェアの導入、設置、点検作業のサービスをいいます。
- (注5) システムマネージメント・サービスとは、顧客の情報システムの安定化と効率化を目指した運用管理業務を受託するアウトソーシング・サービスをいいます。
- (注6) カスタマーエンジニアリング・サービスとは、ハードウェアの保守、故障によるオンサイト保守、センドバック修理等の運用管理保守サービスをいいます。
 1. オンサイト保守とは、顧客の機械設置先に技術員を派遣し、現地で機械修理を行う保守契約のことをいいます。
 2. センドバック修理とは、顧客より故障した機械をお送りいただき、修理実施後、顧客に返送する修理形態をいいます。

- (注7) クラウド・サービスとは、従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤(サーバなど)を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスをいいます。
- (注8) E R P (エンタープライズ・リソース・プランニング)とは、企業活動に必要な会計、販売、生産、購買などの基幹業務を支援するための統合基幹業務システムをいいます。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の役員の変更は予定しておりません。また、対象者の経営方針等については、現状の対象者の経営を尊重しつつ、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、日本アイ・ピー・エムとの間で、平成24年10月23日付で本応募契約を締結し、日本アイ・ピー・エムがその保有する対象者株式の全て(日本アイ・ピー・エムの保有する対象者株式数291,000株(保有割合にして13.92%))を本公開買付けに応募することを合意しております。なお、本応募契約にかかる応募の前提条件はございません。また、当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズに対し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがその保有する対象者株式の全て(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの保有する対象者株式数220,000株(保有割合にして10.52%))を本公開買付けに応募するよう要請しておりますが、本書提出日現在、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズにおいて応募に向けて検討中とのことであり、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズとの間でかかる応募を行う旨の合意には至っておりません。

(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社が対象者株式540,900株(保有割合25.87%)を保有し、対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー(以下「DCF」といいます。)分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年10月22日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,208円から1,220円
類似企業比較分析	565円から1,022円
DCF分析	895円から1,597円

市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年10月22日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月の取引成立日の終値の単純平均値1,220円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,208円(小数点以下四捨五入)、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,210円(小数点以下四捨五入)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,208円から1,220円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を565円から1,022円までと分析しております。

D C F 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を895円から1,597円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,350円と決定いたしました。

本公開買付価格である普通株式1株当たり1,350円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近の取引成立日である平成24年10月19日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年9月24日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年7月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年4月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,210円（小数点以下四捨五入）に対して、11.6%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である普通株式1株当たり1,350円は、本公開買付けの開始日の直近の取引成立日である平成24年10月19日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年9月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年7月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年4月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,209円（小数点以下四捨五入）に対して、11.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほインベスターズ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年10月22日付けで、みずほインベスターズ証券より対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほインベスターズ証券は、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行っており、上記各手法を用いて分析された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,214円から1,220円
類似会社比較法	748円から1,337円
D C F 法	1,267円から1,698円

市場株価法では、基準日を本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年10月22日とし、JASDAQにおける対象者株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値1,217円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値1,220円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値1,214円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,214円から1,220円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を748円から1,337円までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に平成24年12月期以降の対象者の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を1,267円から1,698円までと分析しているとのことです。

なお、みずほインベスターズ証券は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、また、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により平成24年10月22日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としているとのことです。

法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

また、当社は、当社の取締役会での検討及び意思決定に際して、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、法的助言を受けております。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年10月23日開催の対象者取締役会において、みずほインベスターズ証券から取得した株式価値算定書及び伊藤 見富法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を目的とし、公開買付者との間で強固な資本関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。そして、対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで強固な資本関係を構築し、今後は両社の得意分野の相互補完など更なる協業体制を推進しシナジーを実現することにより、両社にとって事業基盤の強化、ビジネス領域の拡大及び安定的な収益基盤の確保が可能となり、対象者の今後の利益拡大を実現することで、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、上記取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記「対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほインベスターズ証券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）のうち、上総英男氏を除く2名が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、上総英男氏は、当社の親会社である兼松株式会社の取締役を兼務しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、対象者株式はJASDAQに上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けにより、保有割合51.00%に相当する対象者株式（1,066,300株）を保有することを企図し、買付予定数の上限を525,400株（保有割合にして25.13%）として設定していることから、対象者株式は、本公開買付け後も引き続きJASDAQの上場が維持される予定です。

(7) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

なお、本公開買付けによって、上記の目的を達成できない場合の具体的な対応方針は、現時点では未定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年10月24日（水曜日）から平成24年11月20日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年10月24日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年12月5日（水曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 兼松エレクトロニクス株式会社
東京都中央区京橋2丁目17番5号
03(5250)6801(代表)
経営企画室長 岡崎 恭弘
確認受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,350円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年10月22日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 1,208円から1,220円 類似企業比較分析 565円から1,022円 DCF分析 895円から1,597円</p> <p>市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年10月22日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月の取引成立日の終値の単純平均値1,220円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,208円（小数点以下四捨五入）、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,210円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,208円から1,220円までと分析しております。</p> <p>類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を565円から1,022円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を895円から1,597円までと分析しております。</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,350円と決定いたしました。</p>

本公開買付価格である普通株式 1 株当たり1,350円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近の取引成立日である平成24年10月19日の J A S D A Q における対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成24年 9 月24日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成24年 7 月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成24年 4 月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,210円（小数点以下四捨五入）に対して、11.6%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である普通株式 1 株当たり1,350円は、本公開買付けの開始日の直近の取引成立日である平成24年10月19日の J A S D A Q における対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成24年 9 月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成24年 7 月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成24年 4 月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,209円（小数点以下四捨五入）に対して、11.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社と対象者は、同業種でありながら、異なる顧客・市場に対し、両社の強みを活かしたサービスをそれぞれの会社において展開してまいりました。このような状況の中、当社は、近年の多様化するビジネス形態や企業の需要の変化を踏まえ、ITアウトソーシングビジネスやビジネスアプリケーションサービスに強みを持つ対象者との協業による事業規模拡大を目的として、平成22年2月23日に、当社の親会社である兼松株式会社から、本書提出日現在当社が保有している対象者株式540,900株を取得し、対象者との間で、PC・プリンター販売での協業、両社の保守エリアの統合などを推進するなど、両社の強みを相互に活かし、企業のIT全般をトータルにサポートするビジネスに注力してまいりました。</p> <p>他方、対象者プレスリリースによれば、対象者を取り巻く経営環境は、平成23年3月の東日本大震災の影響により停滞していた生産活動が持ち直すなど、緩やかな回復の兆しが見られたものの、欧米や中国の経済の減速懸念に加え、欧州債務危機に伴う世界的な金融不安や円高の長期化の影響により、国内景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しているとのことです。</p> <p>対象者プレスリリースによれば、国内IT業界におきましても、景気の不透明感から多くの企業が設備投資に対して慎重な姿勢を継続したことに加え、製造業を中心とした事業のグローバル化に伴う海外拠点へのIT投資のシフトなど、対象者の主要顧客である中堅・中小企業では、国内IT投資の先送り・凍結が継続するなど厳しい状況が続いているとのことです。対象者は事業の内製化の推進による外部委託費の削減や企業運営コストの削減に努め一定の利益は確保してきたとのことです。対象者を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあるとのことです。</p> <p>当社は、平成22年2月の対象者株式取得後、対象者との協業を推進してまいりましたが、対象者及び当社の収益力の向上を図るには、より両社の強みを活かした協業体制を早期に確立することが急務であると判断し、1年程前（平成23年11月頃）から対象者を連結子会社化することの検討を開始いたしました。</p> <p>当社は、益々多様化する企業の需要に対応していくためには、当社の掲げる「サービス・ビジネスの強化」「独自性のあるビジネスの創出」「グローバル市場への参入」を加速させ、総合的な提案力を強化する必要があり、対象者を当社の連結子会社とすることで、対象者の強みであるITアウトソーシングビジネスやビジネスアプリケーションサービスのノウハウを当社グループに吸収し、当社グループとして、企業のバックオフィスからフロントオフィスまでを総合的にサポートするサービス力の強化を図る必要があると考えております。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本公開買付けを行うことで、両社が更に強固な資本関係を構築し、グループ力の強化及びグループ戦略実行の迅速化を図ることにより、幅広い営業体制とサービスメニューの拡充を図ることが可能となります。その結果、両社にとっての事業規模の深堀・拡大及び安定的な収益基盤の確保が実現可能となり、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークスホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、今般、平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p>
-------	--

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年10月22日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,208円から1,220円
類似企業比較分析	565円から1,022円
DCF分析	895円から1,597円

当該意見を踏まえ買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,350円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社が対象者株式540,900株（保有割合25.87%）を保有し、対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年10月22日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 1,208円から1,220円
類似企業比較分析 565円から1,022円
DCF分析 895円から1,597円

市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年10月22日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月の取引成立日の終値の単純平均値1,220円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,208円（小数点以下四捨五入）、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値1,210円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,208円から1,220円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を565円から1,022円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を895円から1,597円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年10月23日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,350円と決定いたしました。

本公開買付価格である普通株式1株当たり1,350円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近の取引成立日である平成24年10月19日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年9月24日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年7月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年4月23日～平成24年10月22日）の取引成立日の終値の単純平均1,210円（小数点以下四捨五入）に対して、11.6%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である普通株式1株当たり1,350円は、本公開買付けの開始日の直近の取引成立日である平成24年10月19日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値1,248円に対して、8.2%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年9月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,220円（小数点以下四捨五入）に対して、10.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年7月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,208円（小数点以下四捨五入）に対して、11.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年4月24日～平成24年10月23日）の取引成立日の終値の単純平均1,209円（小数点以下四捨五入）に対して、11.7%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほインベスターズ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年10月22日付けで、みずほインベスターズ証券より対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほインベスターズ証券は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行っており、上記各手法を用いて分析された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,214円から1,220円
類似会社比較法	748円から1,337円
DCF法	1,267円から1,698円

市場株価法では、基準日を本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年10月22日とし、JASDAQにおける対象者株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値1,217円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値1,220円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値1,214円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,214円から1,220円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を748円から1,337円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に平成24年12月期以降の対象者の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を1,267円から1,698円までと分析しているとのことです。

なお、みずほインベスターズ証券は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、また、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により平成24年10月22日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としているとのことです。

法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

また、当社は、当社の取締役会での検討及び意思決定に際して、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、法的助言を受けております。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年10月23日開催の対象者取締役会において、みずほインベスターズ証券から取得した株式価値算定書及び伊藤 見富法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を目的とし、公開買付者との間で強固な資本関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。そして、対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで強固な資本関係を構築し、今後は両社の得意分野の相互補完など更なる協業体制を推進しシナジーを実現することにより、両社にとって事業基盤の強化、ビジネス領域の拡大及び安定的な収益基盤の確保が可能となり、対象者の今後の利益拡大を実現することで、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、上記取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記「対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほインベスターズ証券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）のうち、上総英男氏を除く2名が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、上総英男氏は、当社の親会社である兼松株式会社の取締役を兼務しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
525,400 (株)	(株)	525,400 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(525,400株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じ)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,254
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月24日現在)(個)(d)	5,409
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月24日現在)(個)(g)	364
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	20,906
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	25.13
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	52.74

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(525,400株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月24日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成24年8月10日提出の第31期第2四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(2,091,000株)から同四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の対象者の保有する自己株式数(267株)を控除した株式数(2,090,733株)に係る議決権の数である20,907個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならない（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）、上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成24年8月22日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、平成24年8月24日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けております。また、公開買付者は、本株式取得に関して、平成24年8月28日付で、30日の禁止期間を6日に短縮する旨の禁止期間の短縮の通知を受けたため、平成24年8月28日の経過をもって、禁止期間は終了いたしました。なお、禁止期間の経過をもって、措置期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成24年8月28日（措置期間の終了による）

許可等の番号 平成24年8月24日付公経企第523号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

平成24年8月28日付公経企第529号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	709,290,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	748,290,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(525,400株)に本公開買付価格(1株当たり1,350円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	1,500,000
計(a)	1,500,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,500,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成24年11月28日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成24年12月12日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（525,400株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（525,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の端数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等の全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少されると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第44期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月21日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第45期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日） 平成24年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第45期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

平成24年11月13日を目処に関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

兼松エレクトロニクス株式会社 東京本社

（東京都中央区京橋2丁目17番5号）

兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社

（大阪市中央区淡路町3丁目1番9号）

兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支社

（名古屋市中区栄2丁目9番3号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,796(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5,796(個)		
所有株券等の合計数	5,796(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式267株を保有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数23個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,409(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5,409(個)		
所有株券等の合計数	5,409(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	387(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ()			
合計	387(個)		
所有株券等の合計数	387(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式267株を保有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数23個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	日本オフィス・システム株式会社
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号
職業又は事業の内容	情報サービス事業、システム販売事業
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	尾嶋 直哉
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	和田 文代
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	吉田 信二
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	阿部 祐之
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	中山 憲二
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	村居 敏春
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	二宮 嘉世
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 監査役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年10月24日現在)

氏名又は名称	矢作 憲一
住所又は所在地	東京都江東区潮見二丁目10番24号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本オフィス・システム株式会社 監査役
連絡先	連絡者 日本オフィス・システム株式会社 連絡場所 東京都江東区潮見二丁目10番24号 電話番号 03-4321-5502(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

日本オフィス・システム株式会社

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0(個)		
所有株券等の合計数	0(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式267株を保有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

尾嶋 直哉

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	85(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	85(個)		
所有株券等の合計数	85(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,828株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数18個を含めております。

和田 文代

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	35(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	35(個)		
所有株券等の合計数	35(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 和田文代は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(3株(小数点以下切捨て))を所有していますが、議決権が1個に満たないため「所有する株券等の数」には含めておりません。

吉田 信二

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	91(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	91(個)		
所有株券等の合計数	91(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,148株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数11個を含めております。

阿部 祐之

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	77(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	77(個)		
所有株券等の合計数	77(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(2,230株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数22個を含めております。

中山 憲二

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	21(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	21(個)		
所有株券等の合計数	21(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,486株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数14個を含めております。

村居 敏春

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9(個)		
所有株券等の合計数	9(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(113株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 村居敏春は小規模所有者に該当いたしますので、村居敏春の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月24日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

二宮 嘉世

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	14(個)		
所有株券等の合計数	14(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,486株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数14個を含めております。

(注2) 二宮嘉世は小規模所有者に該当いたしますので、二宮嘉世の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年10月24日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

矢作 憲一

(平成24年10月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	55(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	55(個)		
所有株券等の合計数	55(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(728株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数7個を含めております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者が対象者との間で行っている重要な取引として、公開買付者による対象者に対する商品の販売取引があります。その金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
公開買付者による対象者に対する商品の販売取引額	88	61	66

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から本公開買付けの提案を受け、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほインベスターズ証券並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から助言を受けながら、かかる本公開買付けの提案に対する対象者としての取り組み方や、両社に生じるシナジー効果をもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討してきたとのことです。その結果、対象者と当社は、同業種でありながら、異なる顧客・市場を対象に事業展開していることから、当社と連携し総合力を強化することにより、対象者の中期的目標であるシステムのライフサイクル全般にわたる総合的な維持・運用を提供するシステムマネージメント・サービスなどストックビジネスの拡大やシステムインテグレーション・サービスなど事業の深掘り・拡大を図ることができるとの認識で一致するに至ったとのことです。

そこで、対象者取締役会は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで強固な資本関係を構築し、今後は両社の得意分野の相互補完など更なる協業体制を推進しシナジーを実現することにより、両社にとって事業基盤の強化、ビジネス領域の拡大及び安定的な収益基盤の確保が可能となり、対象者の今後の利益拡大を実現することで、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、みずほインベスターズ証券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の意見については、平成24年10月23日開催の取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）のうち、上総英男氏を除く2名が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、上総英男氏は、当社の親会社である兼松株式会社の取締役を兼務しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
月別	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	1,345	1,248	1,264	1,250	1,235	1,255	1,248
最低株価	1,200	1,171	1,158	1,157	1,178	1,172	1,160

(注) 平成24年10月については、平成24年10月23日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年月日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式 の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年3月24日関東財務局長に提出

事業年度 第30期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年3月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第2四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第31期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

対象者によれば、平成24年11月13日までに関東財務局長に提出予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

日本オフィス・システム株式会社 本社

(東京都江東区潮見二丁目10番24号)

5 【その他】

(1) 「平成24年12月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成24年10月23日に「平成24年12月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

平成24年12月期通期連結業績予想数値の修正 (平成24年 1 月 1 日 ~ 平成24年12月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 10,600	百万円 380	百万円 370	百万円 200	円 銭 95.66
今回発表予想 (B)	10,385	285	285	144	68.88
増減額 (B - A)	215	95	85	56	
増減率 (%)	2.0	25.0	23.0	28.0	
(ご参考) 前期実績 (平成23年12月期)	10,538	277	275	72	34.76

(2) 平成24年12月期第3四半期決算短信(連結)

対象者は、平成24年10月23日付で「平成24年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成24年12月期第3四半期決算短信(連結)の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に記載された四半期連結財務書類につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

平成24年12月期第3四半期決算短信(連結)の概要(平成24年1月1日~平成24年9月30日)

損益の状況(連結)

会計期間	平成24年12月期 (第31期)第3四半期連結累計期間
売上高	7,539,420千円
売上原価	5,928,004千円
販売費及び一般管理費	1,537,193千円
営業外収益	9,561千円
営業外費用	10,471千円
四半期純利益	23,419千円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成24年12月期 (第31期)第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	11.20円
1株当たり配当額	円

以上